

柚之原寛史牧師に聞く —被收容者支援の実態に関するインタビュー調査

坂 東 雄 介
安 藤 由香里
小坂田 裕 子

I. はじめに

本稿は、柚之原寛史牧師に対して行ったインタビュー調査の報告である。柚之原牧師は、大村入国管理センターに收容されている被收容者に対して積極的な支援活動を行っている者であって、本報告も、その支援活動の具体的内容を明らかにするものである。

既に報道もされたように、2019年6月24日に、大村入国管理センターの收容施設内でナイジェリア人男性が餓死する事件が起きた。この事件を機に、收容施設内の処遇について関心が高まっており、近年では、入管收容を規律する規範を明らかにする論考も公表されている¹⁾。しかし、收容の実態についての調査は乏しい。本稿は、柚之原牧師へのインタビューを通じて、ケーススタディ的な観点から、被收容者の実態、被收容者が求めていることを明らかにするも

1) 例えば、法律時報92巻2号(2020)の「<小特集>国際人権法から入管收容を考える」に収録されている各論文(小坂田裕子「入管收容の現在」、北村泰三「入管收容における法の支配と国際人権法——ヨーロッパ諸国間における実践を中心に」、村上正直「入管收容と自由権規約」、安藤由香里「国際人権条約における入管收容とノン・ルフルマン原則」)のほか、児玉晃一「恣意的拘禁と入管收容」法学セミナー781号42頁(2020)、駒井知会「人間を壊す入管收容政策」法学セミナー781号40頁(2020)、阿部浩己「恣意的拘禁作業部会——身体的自由を守る国連の砦」法学セミナー781号16頁(2020)など。

のである。なお、本稿の姉妹編として、被収容者支援の実態について調査した坂東雄介=安藤由香里=小坂田裕子「大村入国管理センターに聞く—被収容者の実態に関するインタビュー調査」商学討究71巻2・3号275頁(2020)がある。あわせて読んでいただければより深く被収容者の実態について理解が深まると思われる。

柚之原牧師に対するインタビューを行った日時は2019年12月8日、場所は長崎県大村市にある長崎インターナショナル教会である。インタビューを行った者は、安藤由香里、小坂田裕子、坂東雄介(順不同)である。質問者については区別していない。

※本研究は、JSPS科研費(基盤研究(C)・研究課題/領域番号19K01292・研究課題「入管収容における必要最小限性・適切処遇の検討—国内法と国際人権法の共同」・代表 坂東雄介, 研究分担者 小坂田裕子)による助成を受けたものである。

Ⅱ. 柚之原寛史牧師に聞く

1. 自己紹介・活動内容

—まずは簡単な自己紹介をお願いします。

柚之原寛史(以下柚之原)：はい。私は、長崎インターナショナル教会で牧師をしております柚之原寛史といます。2004年6月に教会を開拓し、現在に至ります。所属している団体は、米国のInternational Pentecostal Holiness Church, 通称 IPHCというところで、国内には埼玉県と長崎県に教会があります。IPHCは、欧米、アフリカ、中東、東南アジアなどを中心に、世界に1万8,000以上の教会がある大きな群れで、近年は特にインド宣教に力を入れています。IPHCの働きの中で、私が特に感銘を受けたのは医療宣教という活動です。スタッフの一人としてカンボジアに行かせていただいたことがあるのですが、とても貴重な体験をさせていただきました。

—では、早速質問に入りましょうか。柚之原さんは、普段どのような内容の

支援活動を行っているのでしょうか。週・月にどれくらいのペースで、1回あたり何時間程度行っているのでしょうか。

柚之原：週に1日か2日行き、被收容者と面会しています。面会時間は30分以内と決められており、1日3人から6人の人と面会しています。被收容者に対してはカウンセリング的アプローチを心掛けています。基本1対1で面会しますが、その際、必ず入管の職員が立ち合い記録を取っています。活動内容に関してですが、やはり面会が中心です。あと、仮放免に関する一連の手続なども行います。被收容者から弁護士を紹介してほしいとお願いがあった場合は、福岡県の弁護士に連絡することもあります。福岡県弁護士会では年に2回程度、集団面会をしてくださっています。本当に感謝しております。難民性の高い人は、難民支援協会(JAR)などのNGOと連絡し、連携を図りながらサポートすることもあります。

それから、被收容者の要望に応じて、差入れなどもします。テレホンカード、コーヒーや紅茶などの嗜好品、また、切手や便箋、本や衣類なども差し入れます。差し入れの要求で、何が一番多いかというのとテレホンカードです。普通の、私たちが使うテレホンカードではなくてKDDIの国際カードなどです。家族と話すが、被收容者にとって何よりも大きな支えであり、何よりも大きな励ましなのです。しかし、被收容者の方からしか電話ができません。たとえ緊急の用事でも家族から電話をかけて呼び出すことはできません。食べ物などの差し入れも行います。出身国によっては特に辛いものを好む人もいますし、果物を多く食べたい人もいます。イスラム教徒の人に関しては豚肉成分が入っていないハラルフードを差し入れます。それぞれの必要に応じて差し入れをさせてもらっています。

また、面会、支援活動、差し入れとは別に、施設内に20畳ほどの広さのあるカウンセリング室があるのですが、そこで月に1日だけ礼拝することが許されています。その1日で4回、同じプログラムで礼拝しますが、ブロックごとにそれぞれ約10名が参加します。1回の礼拝時間は30分でして、キリスト教徒だけではなく、イスラム教やヒンズー教、仏教や無宗教といった人たちも参加し

ます。一番多いのは、イスラム教徒の人たちです。礼拝内容は、①祈り、②賛美、③聖書朗読、④説教、⑤賛美、⑥主の祈り、⑦祝祷となっています。礼拝は2008年からはじめていますが、礼拝の最中に起こる素晴らしいものを見てきました。この場所は、施設の最も奥まった場所にあり、そこに行くまでには、鍵のかかった4つの鉄の扉を通らなければなりません。そのような場所で皆さんが精いっぱい、大声で賛美の歌を歌うのです。ところで、先程、同じプログラムで1日4回行っている、と言いましたが、2019年6月からは4回が2回になっています。

——袖之原さんの役割としては、ご自身による支援活動のほかに、結節点というか、被収容者の話をまとめて、そこから支援者や弁護士さんに繋げていくことをされているのですね。

袖之原：そうですね。例えば、被収容者から再審情願²⁾を出したいという要望があれば弁護士などに相談するようにしています。被収容者の保証人は、ほとんど関東や関西にいます。仮放免が許可されたら、本当は、保証人が入管に来て諸々の手続をすることが定められているのですが、実際には距離や時間の都合上、来ることが難しいのです。そこで、委任状をもらって保証人の代わりに手続をするといった支援もします。具体的には、居住地までの交通機関のチケットの手配や保証金の振り込み、また、仮放免当日は、居住地までは同伴できませんが、駅や空港までの見送りをします。そこまでの範囲が仮放免に関するサポートとなります。

それ以外の支援活動としては、例えば、保証人や居住地を探したり、あるいは被収容者の家族からの相談を受けたりすることもあります。面会時には職員

2) 再審情願とは、既に退去強制令書が発付され退去強制が確定しているものの、送還が未執行の状態にある者に対し、裁決を職権により撤回し、改めて審理をやり直し、在留特別許可を付与する手続である。入管法の明文には存在しないものの、実務上長期に渡って定着している(東京弁護士会外国人の権利に関する委員会行政訴訟研究部会(編著)『入管訴訟マニュアル』(現代人文社、第2版、2017)93頁、中嶋直木「退去強制手続と抗告訴訟(上)」東北法学35号56頁(2010年)、山脇康嗣『詳説入管法の実務』(新日本法規、第2版、2017)749頁)。

が必ず立ち会います。ですから、個人情報やプライベートに関する話もすべて聞かれてしまいます。

緊急用に被收容者には私の電話番号を教えているのですが、ほぼ毎日かかってきますし、多いときは1日10本ぐらいかかってきます。中には同じ部屋の仲間の意識がなくなり、救急車で運ばれたとか、あるいは自殺を図ったとかなど緊急の連絡が入ることもあります。そのようなときは、他の支援者に連絡し、すぐに対応するよう努めています。

——被收容者の外部との連絡事情についてお尋ねします。先程お話されていたように電話カードを差し入れているとのことですが、被收容者はどのように利用されているのでしょうか。

柚之原：まずですね。被收容者から私たちに電話をかけることはできますが、私たちから被收容者に電話をかけることはできません。呼び出しもできません。つまり一方通行ということです。先程も言いましたが、とにかく電話代が高い。1,000円のカードを使って携帯電話にかけると7分で終わってしまいます。1,000円で7分というのは国内ですが、母国に電話したらもっと早く使い切ってしまうはずです。この電話カードは、いわゆる普通のNTTの電話カードではなく、KDDIの国際カードなどの使用に限定されます。被收容者の皆さんが最も楽しみにしているのは、電話で家族と話をすることです。唯一の楽しみとでもいいかと思います。距離は離れていても、声を聞き、声を伝えることで、愛を確かめ合うことができます。ですから、この電話カードだけは絶対に切らすことはできません。ネットで1,000円のカードを最安値750円で購入できます。トータルは、ちゃんと計算したことはありませんが、300万円くらいは使ってきたと思います。他にも様々な物を差し入れますが、差し入れできなくなったことは一度もありません。必要を満たそうとすると、私たちの必要もちゃんと満たされる…。これが神さまの奇跡なのですね。お金が無くなりかけると必ず誰かが支援してくれます。私たちの教会は小さな教会なので経済的に厳しい面がありますが、知らない方から手紙と一緒に送られてきたり、匿名で振り込みしてくださる方など、これまでも本当に多くの人に支えられてきまし

た。先日も、会計がマイナスとなって、ああ、どうしようと思っていたら、大和カルバリーチャペルというところから、また、カトリック長崎大司教区から、300枚ものカードが買えるくらいの支援金が届きました。今、大村の被収容者は80名ほどいますが、これで1人3-4枚は差入れできます。通話料がどうか下がれば、もっと多く話せるのですが。例えば、インターネット環境が整備されてLINEやSkypeが使えるようになればいいのですよ。今は家族と連絡するにもインターネットに接続していれば無料でコミュニケーションが取れるアプリを利用するのが主流になっていますね。それなら画面を見ながらお話もできます。そういったものを活用できればいいと思っています。

2. キリスト教と支援の関係・支援をはじめたきっかけ

——キリスト教と支援活動の関係はどのようなものだったのでしょうか。

柚之原：そうですね。信条として、「悩み苦しんでいる人たちを最優先に考えること。後回しになる人を最優先にすること。」というものがあります。そのためには、実際に現場に入って、実際そこで見て、聞いて、実際に感じる事が大切だと思っています。ここには聖書の考え方がベースにあります。キリストが、当時の社会の中において、取り残された人や誰からも忌み嫌われる人たちのところに行って、一緒に食事をされたように、というところでしょうか。今のローマ教皇も同じようなことをされていますが、現場に飛び込んで行って、耳を傾けるのです。すると、見えなかったものが見えてきますし、まったく気づかなかったことに気づくことができます。とにかく、被収容者全員と、ひとりも取り残されないように面会できるように、仲間たちと一緒に努めています。もちろん、国籍や宗教などによらずにです。

——被収容者に対する支援活動を始めたきっかけというのも、仕切りのない世界を作りたいという思いからだったのでしょうか。

柚之原：実は、支援活動は自分から望んで始めた訳ではありません。教会を設立した翌年、東京のある牧師から一本の電話がかかってきたことから全てが始まりました。電話の内容は品川入管に収容されていた中国人女性Aさんが大村

入管に移送されたので面会に行ってくださいとのことでした。

Aさんについて簡単に話したいと思います。日本社会において特に1990年以降、地方の農村などで深刻な嫁不足が起きていたことはよく知られています。その頃から外国人女性と結婚する日本人男性が増えていきました。Aさんのケースは、上海で20人对20人ぐらいの集団お見合いをし、プロフィールによると、相手の日本人男性は、年収600万円以上で、会社を経営しているということでした。実はですね、このツアーを企画した者たちに騙されていたのです。二人は何も知らず、上海で結婚式を挙げ、日本に来る訳です。そこでAさんは、すべてが偽りであったことに初めて気付いたのです。夫の両親らが望んでいたことは男子の誕生でした。後継ぎとなるためです。そのような中、Aさんに女の子が生まれると、夫の子ではないなどと言われ始め、いじめを受けるようになっていきました。精神的に追い詰められたAさんは限界を感じ、娘を連れて家を飛び出します。知人の家を渡り歩く生活を続けますが、最後はお金やパスポートなども失い、コンビニで食べ物を盗み、捕まってしまったのです。すぐに品川入管に收容されますが、突然、長崎の大村入管に移送されてしまったのです。これがAさんの人生に起きた真実です。また、夫は離婚と親権を取る裁判を起こしていました。

Aさんと面会を続けながら、私に出来ることは何であろうかと悩みました。このまま何もしないと強制送還されてしまう。自分は何をどうすればいいのか全くわかりませんでした。支援をするための知識や経験はもちろん、当時は仮放免のことさえも知りませんでした。でも裁判はもう始まっています。とにかく仮放免などの申請をして、どうにか收容施設から出てもらって、こちらには弁護士がいませんから、Aさんにも弁護士をつけて、法廷という土俵の上に公平に立っていただくことを、私の一つの目標としました。福岡に外国人の女性をサポートしているアジア女性センターという団体があることを知り、電話すると、カトリックの信徒さんで外国人の支援ボランティアをしているNさんという方を紹介していただきました。Nさんは東京にいる方でして、その時点で既に70歳を超えておられましたが、何も知らない私に懇切丁寧に何をどうすれ

ばよいか具体的に教えてくださいました。また、アジア女性センターからは10万円をいただき、それを支援金とさせてもらいました。仮放免が許可されると、すぐに羽田空港まで飛び、上野の駅の小さな喫茶店でAさんとNさん、Nさんが紹介して下さった弁護士さんと私の4人で話し合いの場を持ちました。それから色々試練はありましたがAさんは仮放免中の身であったにも関わらず、今では考えられませんが、特別に働くことが認められて、しかも、親権を取ることができたのです。また在留資格も得ることができました。今思い返しても信じられない様な出来事でした。もしAさんが強制送還されていたらと考えると恐ろしくなります。Aさんは被害者なのです。

——最初からかなりハードな事案に当たりましたね。

柚之原：はい、ハードでした。正直申しますと、「ニューカン」という、ものすごい世界に足を踏み入れたなという感じでした。

——それをきっかけに、他の外国人の被收容者も見てみようと思ったのですか。

柚之原：いいえ、そこまでの気持ちのゆとりはありませんでした。かなり時間とエネルギーを取られましたし、ここまで、とも思いました。ただ、Aさんと面会してゆく中で、他の被收容者の人たちからの面会要請があり、次から次へと面会する人が増えていきました。初めは、どうしようかと不安になったりもしましたが、少しずつ支援する仲間が増え、今では地元のカトリックの神父さんや信者さんを中心に20名ほどのグループとなり、とても心強く感じております。

——先程のお話にも関連するのですが、柚之原さんはキリスト教徒を信仰していない人に対しても分け隔てなく、壁を作らずに接するという方針で活動されていますが、キリスト教徒を信仰していない被收容者はどのような反応をするのでしょうか。

柚之原：そうですね、うまく説明できないのですが、自分のために面会に来てくれた、何か助けてくれそうな人が来た、そういう思いがあるのかもしれませんが。キリスト教の牧師である、ということは、こちらが思う以上にあまり意識していないようにも思えます。分け隔てなく、壁を作らずに接したいという気持ちはいつもあります。聖書に「何事でも自己中心や虚栄からすることなく、

へりくだって、互いに人を自分よりもすぐれた者と思いなさい。」という言葉があります。ですから、まず、自身がへりくだる必要があると思っています。へりくだることによって相手を上から目線ではなく、下からの目線で見つめることができるようになります。そのときに、心と心がつながっていくような気がいつもします。

キリスト教徒を信仰していない人と面会するとき、いきなり伝道したり、一方的に聖書を開いて教を説いたりするようなことはありません。求めてくるときには語りますが。でも、被収容者の中には、キリスト信仰に興味を持ちはじめ人もいます。そのときには大胆に伝道させてもらっています。感謝なことですが、施設内にある20畳ほどのカウンセリングルームで礼拝する場所を提供してもらっています。これまでに17名が洗礼を受けました。また、既にキリスト教を信仰している人にとっては、このルームが自身の信仰と向き合い、心から礼拝をする特別な空間となっています。

——今は支援活動を始めて15年目とのことですが、今の支援内容と、最初の頃の支援内容の違い、共通していることなどはありますか。

袖之原：被収容者への接し方は変わりません。可能な限り、「一人一人の必要を満たす」という基本姿勢です。ただ、仮放免に関して少し違います。中国人女性Aさんについて先程お話をしましたが、面会を始めた頃は仮放免で収容施設から出ることが全て良いものだと思っていました。しかし、支援活動を続けていく中で仮放免で出た後に再び収容される人が出てきたのです。これはケースとしては少ないのですが薬物犯罪(初犯,再犯)などで捕まり、刑務所を経て、また入管に戻ってくる人たちです。多くは帰国できない状況にある訳ですが、罪を重ねてしまうことに本当に胸が痛みます。また、仮放免後に在留資格を得る人もいますし、訴訟などで難民として認められるケースもあります。本当に様々なケースがあります。ですので、被収容者それぞれの個別に応じた向き合い方というものが、とても大事だと感じています。

——ずっと収容されるよりも送還されたほうが、本人にとっては良い場合もあるとお考えですか。

柚之原：被收容者を犯罪者として見るような、あるいは、ひとくくりに考えて、強制送還することは絶対あってはなりません。これは大変な問題です。ただ、被收容者の中には、日本に残りたい理由を聞いたときに具体的に答えることができず、将来の計画性などが全くない人もいます。このような人たちに対しては、帰国しても身の危険がないことや難民認定申請中かどうかなどをよく確認して、もちろん本人の意思を尊重しつつ、選択の一つとして、帰国することを勧めることもあります。パスポートも再発行するお金がないと相談されたときは、その分の資金援助をすることもあります。

3. ナイジェリア人男性死亡事件・長期收容の問題点・今後の收容制度のあり方
——2019年6月のナイジェリア人男性の死亡事件が起きてから、入管の対応が非常に変わってきたと仰っていましたが、具体的にはどのように変わったのでしょうか。

柚之原：ご存じの通り、2019年6月24日にナイジェリア人の男性が餓死で亡くなりました。まず、先程申し上げましたように、礼拝の回数が1日4回から2回になったことですね。私の都合ではなく、入管の方から2回にしてくれという要請がありました。2回に減ったことはとても残念なこととして、被收容者からも不満の声が上がりました。11年も続いていた礼拝が、この月を境に半分になったというのは、やはり単なる偶然ではなく、死亡事件が関係しているものと考えています。

そして面会にも制限ができました。今まで、4室の面会室を並行して使用ができていましたが2室になりました。さらに1回の面会申請で面会できるのは3名までとなりました。今までは人数に制限はありませんでした。これは対応できる職員が少なくなったということでしょう。被收容者と触れ合ったり、向き合ったりする時間が極端に少なくなったことで被收容者のストレス度が急激に増えていきました。

事件があった2019年6月時点では被收容者は123人いました。今(2019年12月現在)、事件が起きてから半年くらい経ちましたが、この間に急激に人数が減

少しています。ちなみに11月末現在は74人です。強制送還される人もいますし、仮放免で出る人も多くなっています。

——事件後、仮放免の運用に変化が見られたという印象はありますか。

袖之原：ナイジェリア人男性の死亡事件以降、法務省・入管側のハンスト者に対する対応に大きな変化が出てきていますね。今、ハンガーストライキをする人に対して、どんどん仮放免を出しています。ハンストによる仮放免者は、牛久市にある東日本入国管理センターで最初に2人出ました。ただ、それはわずか2週間です。通常の仮放免は1カ月なのですが…。その後、大村でも2週間のみの仮放免が出されるようになりましたが、以前の仮放免の運用と大きく変わった点は、仮放免中に仕事をするなど、法に触れることをしているわけではないのに2週間後、更新の手続の際に再収容されてしまうようになっている点です。最近では、ブラジル人の方ですが、仮放免されて2週間経過に更新したのですが、再仮放免の期間がわずか1週間だった人もいました。再収容されて、再びハンストを行い、再び仮放免されても、再々収容となってしまうという異様な現象が起っています。中にはこういった収容のやり方に耐えられず逃亡する人たちも出ています。

また、仮放免で出るときに保証金というものが必要なのですが、保証金の値上がりも起きています。大村ではハンスト者に対して仮放免の許可が出た最初の頃の保証金の金額は5万円ほどでした。でも、今は10-30万円ほどになっています。なぜ上がっているのかと言いますと、逃亡者が出ていることもその一つであると考えます。入管法54条2項によると、保証金はゼロ円から300万円と定められていますが、逃亡性の高い人に関しては、保証金が当然高い訳です。有罪判決を受けて収容されている人の場合、保証金の相場というに変なのですが、およそ30万円から50万円くらいでした。私が経験した中で一番高かったのはトルコ人の方で100万円でした。

ハンストする人たちに対して入管はすぐに仮放免を許可しますが、一方でハンストをしない人たち、特にハンストせずに仮放免を繰り返して申請しても許可されずに長期収容となっている人もいます。私が調査したところでは、2019年

10月末現在、4年以上の被收容者が6人もいます。一番長い人は約7年です。そういう長期被收容者の人たちからすると、なぜハンストした人に対してだけすぐ仮放免を出すのか、と疑問が出るのです。我々はハンストせずに施設内で問題を起こさず、生活しているのに、ということです。そこに被收容者同士において待遇に差があるのではないか、あまりにも不公平ではないか、と思いながら不満が益々大きくなっていく訳です。実は、今(2019年12月)、その6名のうち4名は既に仮放免が許可され收容施設を出ています。それは2週間ルールの仮放免ではなく今まで通り1カ月の仮放免です。保証金は、それぞれ30万円程度でした。

——それでは、入管側も世論を意識して、さすがに今は長期收容は認められないと考えるようになったということですね。

柚之原：法務大臣も餓死者を出したことを重く受け止めているように、全国の入管も再び死者を出してはならないと強く意識をしていると思います。そういう理由から2週間ルールというものを考え出したのだと思いますが、入管が最終的にやりたいことは強制送還です。何度も言いますが、被收容者を犯罪者としてひとくくりに見るような方法には反対です。

ところで、牛久では最近ようやくシャワーの際に温かいお湯が出るようになったと聞きました。国会議員の働きかけによって実現しました。それまでは冷水だったという酷い話です。ここまで厳しくして、もうここにいたくない、と思わせるように仕向けているのではないかと考えてしまいます。最近も、これは品川入管だったと思いますが、收容施設内の女子トイレに監視カメラが設置してあったということが報道されました。これも酷い話です。処遇の対応や環境は、それぞれの收容施設で異なっていて、全国で統一されていないようです。例えば、大村では面会時に必ず、入管職員が立ち会います。ですから個人的な話もすべて聞かれてしまうのです。他の施設では職員が立ち会わないと聞きました。これも問題があると思います。

——そもそもの話、長期收容となった原因はどこにあるとお考えでしょうか。

柚之原：これは後から知ったことなのですが、2016年に法務省は全国の入管に

対し、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに不法滞在者や本国送還を拒んでいる者を早急に削減するよう命じていました。これは一見するとテロ対策を見据えた的確な指示に思えるかもしれませんが、実はこの指示こそが入管の被収容者にとって収容の期間をさらに長期化する要因となったのです。実際に亡くなったナイジェリア人男性の収容期間は3年7カ月にまできていました。はっきり言えますのは、発端は2016年のオリンピック・パラリンピック開催決定を受けての、あの法務省の発令です。この発令以降、仮放免が殆ど許可されなくなりました。つまり、これは収容期間が伸びるということです。収容期間が延びるといことは被収容者の心身が締めつけられるということなのです。

——日本から強制送還されることを拒んでいる人は、どういう方が多いと思いますか。

柚之原：まず、日本に家族が住んでいることです。ナイジェリア人の男性が送還を拒んだ理由は、幼い子どもがいるからでした。日本に子どもがいる人は、どの国の人であっても、帰りたくない(帰れない)と強く思っています。入管にはこの気持ちを尊重していただきたいと思います。誰でも子どものことは一番心配だし、今、こうして収容施設に入ってしまったけれども父親として何かできることはないか、と考えるのです。母国に送還されると距離的なものだけでなく、気持ち的にも遠くに感じてしまうので送還だけは避けたいと思っています。あとは、母国に返されると迫害を受ける可能性のある人などは固く帰国を拒みます。難民として逃げてきた人たちもそうです。

——長期収容がもたらす危険性というのは具体的にはどのようなものでしょうか。

柚之原：長期被収容者の中には精神的に病んでしまい、憔悴しきってしまう人もいますし、命がけのハンガーストライキを繰り返す人もいます。これは、身体もそうですが、精神に直接係わる非常に危険な領域に入ってしまったことを意味します。そのような状態にあるとき、人は、その苦しい感情をそのまま誰かにぶつけるようになります。だから長期収容は危険なのです。

亡くなったナイジェリア人男性はハリスト者ではないと私は思っています。

心が痛み、食べることができない症状になっていました。食べることができないのと、食べないのでは全く意味が違います。彼は、食べることができない体になっていたのです。男性のように、超・長期収容状態に置かれると、身体はもちろんですが、それ以上に精神的にかなり病んでいきます。実際、今(2019年12月)、大村では自立歩行が困難で車椅子を使用している人たちがたくさんいます。病人ばかりです。入管は積極的な治療はしませんから、病状はさらに悪化の傾向をたどります。ですから外部の病院に連れていかなければならない人も出てきます。外部に連れて行くときには必ず複数の職員が同伴しますから絶対的な職員の数が必要になるのです。ここで二つの選択肢があろうかと思えます。一つは病状が悪化したまま仮放免で民間に放り投げてしまう選択です。大村では脳梗塞になってしまってから仮放免がようやく許可された人がいました。放り出されてもこれからの治療費、薬代をどうするのか。10割負担ですよ。入管の医療体制は全く整っていません。もう一つは病人でも強制送還してしまう選択方法です。高血圧でいくつかの病気をもった人を強制送還したことがありました。これでよく入管の医師が許可したのかと思いました。

——先程仰っていた車椅子が必要な人たちというのはハンガーストライキで車椅子状態になった方も含まれますか。

柚之原：はい、ハンガーストライキをした結果、車椅子が必要になった人もいます。ハンガーストライキをしない人でも超・長期収容によって病気になり、結果的に車椅子使用となる人もいます。今は後者の方が多いように思えます。

——精神的に病んでしまったことで肉体の健康にも影響を及ぼしてしまうのですね。

柚之原：はい、そうですね。私が過去に会ったことがある中では、もう完全に精神が病んでしまい30分の面会時間の中で一言も言葉を発しなかったベトナム人の方がいました。彼は、自分で壁に頭をぶつけたり、廊下などでも失禁してしまったり、それほどの状態になっていたのです。そのような状態になっても仮放免の許可がなかなか出ませんでした。本当に死んでしまうかもしれないと思ったほどです。彼は、とうとう精神科病院に入院となりました。保証人は当

時の長崎県知事でした。この入管の制度は、戦後のまま、今も残っているかのようです。以前、大村では脱北者を強制送還していたほどですから。私がかここで言うのは、人の命がこれまで何人も失われているからです。長期収容は拷問です。常に圧力をかけ、日々、精神を追い込んで責める非情な方法です。

今、私が危惧しているのは、いいですか、2019年6月のナイジェリア人餓死事件から被収容者の人たちの入管に対する怒りが極限に達してしまったことです。日本政府に対しても同様です。餓死者を出したことに対する謝罪の言葉もまだ聞いていません。怒りを放置したままにしてみせません。怒りの火は瞬時に燃え広がっていくものです。それが表面にあらわれた一つが餓死事件の次の日から全国に広がったハンガーストライキです。2019年6月25日、つまり死亡事件が起きた翌日の夕食は、全ての被収容者が食事を食べませんでした。追悼の思いもあったと思いますが、全員一致で食事を一口も食べず、ハンガーストライキをしたのです。今、大村では同国のナイジェリア人が錯乱状態になり、針金を飲み込んだり、洗剤を飲み込むなどの自殺未遂を繰り返す人が出ています。また、私たちが面会を申し入れても、拒否する人たちも出てきています。これは、まずい段階に入ったと感じました。

彼らは今、極限状態です。どうにかしたいのですが、ここまできてしまったらどうすることもできません。今(2019年12月現在)、法務省は専門部会で収容・送還に関する議論を進めていますが、もし被収容者を更に締め付けるような罰則などを導入したら、とんでもない問題が入管内・外に爆発的に起こり始めると予測しています。

だから何度も言いますが、長期収容は危険なのです。さらに心配なのは面会を拒絶する人たちの健康・精神状態です。いずれにしても、大村では、「6.24 ナイジェリア人飢餓事件」からどう問題が拡大するか、正直わからない緊張した状態が続いています。ただ第二の犠牲者が出ないことを祈るばかりです。

——ナイジェリア人の男性の死亡事件が起きてから入国管理センターも改革をしようとしています。柚之原さんはどのような改革を望みますか。

柚之原：ナイジェリア人の男性の餓死事件は非常に痛ましいものでした。法務

省は餓死したことと同時に男性が以前、有罪判決を受けたことがある事実と一緒に公表しましたが、私はですね、この男性は被害者だったのではないかとも思います。亡くなってしまった以上は冤罪かどうか分かりません。男性が有罪判決を受けたことがあると公表したら、当然、自業自得じゃないかと男性に対する非難が飛び交うわけで、そのような言葉がどんどん飛び交って、それがエスカレートしてしまう。それは男性のご遺族も私たちが望むところではありません。私は亡くなったナイジェリア人男性と面会したことがあります。柔和でとても礼儀正しい方で、収容施設内でも一目置かれる存在でした。それが餓死ですよ。男性はもうこの世にはいません。再び犠牲者を出すようなことがあってはなりません。では入管をどのようにすればいいですか、と問われると現時点では具体的に答えることができません。しかし、多様な方面から意見を交わして、そして変えていかなければならないと思います。もちろん、これは法改正も含みます。今(2019年12月現在)、法務省では収容・送還に関する専門部会が設置されて議論されています。私は、その人たちを存じ上げませんが、各分野において専門性があり、特別に選ばれた人たちであると聞いています。部会の委員の方たちには、冒頭に話しました中国人女性Aさんのようなケースが数多く存在することを念頭に置いて、国籍に関係なく、きちんと誰でも人権を守り、救済すべき人をきちんと救済するような収容制度の改革、送還の見直しなどを行うことを求めます。もし専門部会の話題の中心が収容や強制送還の厳格化、被収容者の罰則を強化するような内容で、それが本当に運用される事態になれば、疑問を持ちますし、専門部会自体に偏りがあると思われるのも当然だと思います。被収容者に対する一方的な厳格化・罰則の強化は、ただ「憎しみ」を生み出すだけです。「憎しみ」は未来の私たちを脅かすものになるからです。また、個人的な思いですが、私の周りには国際人権法や外国の事情にも詳しく、しかも日本の入管の問題をよく知っておられる弁護士や大学の教授などをされている方がたくさんおられます。そのような方たちで構成された第三者委員会というのが立ち上げて収容問題について検討していただければ理想的です。

——例えば、海外から何か言ってもらうことによって変わるとしたら、一番効

果的な方法としては、どのようなことが考えられると思いますか。

柚之原：今まで拷問禁止委員会や自由権規約委員会が日本に対して述べてもあまり変化がありませんでした³⁾。でも、もし国連の恣意的拘禁ワーキンググループが取り上げたとしたら何か動くかもしれないですね。

法務省を動かすためには繰り返していく必要があると思います。以前と違うのは、日本の入管で餓死事件が起きたことについて外国のメディアが注目しているのです。先日、米国のニュースチャンネルであるCNNからナイジェリア人男性の餓死事件について知りたいと電話がかかってきました。ちょうどその時期に香港のデモのニュースがあったので結局は取り上げられなかったのですが、海外メディアも日本の入管収容施設内で何が起きているのか関心があるようです。

それから、私が牧師として注目していることは、ローマ教皇の動きです。今年（2019年11月）にローマ教皇が来日しましたが、実は来日半年前の5月に、大村に収容されているカトリック信者であるベトナム人男性に、今度、日本にローマ教皇が来るから手紙を書いてみたらどうかと提案しました。彼はインドシナ難民として来たポートピープルの方で、既に収容期間が4年半に及んでいました。ローマ教皇が日本の現状を知っていただき祈りを通せば、きっと何かが変わると信じています。

——日本国内での反応については、メディアの影響が非常に大きい気がしますね。なので、メディア対策も重要ではないかと思います。

柚之原：そうですね。今、東京では弁護士の先生方がメディアの人たちに向けた入管の勉強会というのを始めていると聞きました。素晴らしいことです。私も地元の新聞の記者さんに声をかけています。入管に行くのでよろしければ一緒にどうですか、と。実際に収容されている人たちと接し、様々なケースをそこで詳しく説明することができます。記者さんの中には記者になったばかりの人もありますし、入管問題にとっても詳しい人もいます。互いに知識を共有し、刻々

3) 拷問禁止委員会は第1回総括所見(2007年)と第2回総括所見(2013年)で、自由権規約委員会は第6回総括所見(2014年)で、日本の収容問題を取り上げている。

と変わる収容問題に対応していく必要があると思います。

4. 支援の具体的内容と限界

——被収容者が求めていることは何でしょうか。

柚之原：求めてくることは常に変化しますし、人によって異なります。差し入れ品に関しては、実際どういうものがあるかと言いますと、コーヒーや紅茶、ミルク、砂糖、歯ブラシや石鹸、下着やジャンパー、靴など、被収容者の多くのは一時滞在ではなく、実際にそこで生活している訳ですから、必要なものはたくさんあります。雑誌、本、新聞、世界の国々の聖書や十字架など、日本語の教科書やノートを差し入れたりします。誰でも甘いものとか辛いものといった好物がありますよね。チョコレートやビスケットといった菓子類やカップラーメン。人によって好みが違いますが果物や野菜、缶詰など。缶詰はシーチキンやサンマなど。仮放免先に行くためのチケット代や交通費、帰国者にはスーツケース類を差し入れることもあります。最も差し入れの要求が多いのは、やはり電話カードです。家族と話すことが何よりも楽しみであり、支えです。カードは1枚あたり750円、月に15-20枚ほど差しれています。こういったものは、私たちの教会の献金から支出することもあります、とても足りません。実は、その多くは、心ある方からの献金などによって支えられています。これは不思議なことですが、会計がマイナスになっても必ず、どなたかが必要を満たしてください。

被収容者の人たちは常に孤独と戦っています。私たちにできることは小さいのですが、面会を通して熱心に話に耳を傾けることを大切にしています。また、宗教の壁を越えて、牧師さん祈ってほしい、と言ってくる人たちもいます。子どものために祈ってほしいという祈りのリクエストが最も多いです。あとは、親、パートナー。病気のこと、将来のことなど。涙を流して共に祈ることもあります。

また、これは差し入れの逆のようなことになるかもしれませんが、東日本大震災のとき、そして、熊本地震のときにも、被収容者が少しずつお金を出し合っ

て義援金を現地に送ってほしいとお願いされたのです。被収容者の多くはお金

をほとんど持っていません。でも少しずつ出しあって東日本大震災のときは全部で27,000円ほど、熊本地震のときは15,000円ほど集まりました。私自身、胸が熱くなったのを覚えています。

——出来るだけ支援するとしてもここだけは支援できないことは何か、支援の限界点はありますか。

柚之原：仮放免の保証金ですね。仮放免には居住先、保証人、保証金が必要となります。大村の場合、被收容者の9割以上の人が関東や関西などから移送されてくる人たちなので、居住先はあります。家族や友人といった人たちが保証人になってくれるので困ることは少ないです。問題は保証金です。先程も言いましたが、ほとんどの被收容者は保証金を準備できるお金を持っていません。保証人にも十分な資力があるわけではありません。保証金が30万円、40万円と指定されても用意できないのです。被收容者から保証金をどうにかしてくれないか、とお願いされることもあります。それは現実的に私たちではどうすることもできません。私たちも経済的に厳しいのです。そして、仮放免後に関しても同様です。生活費や医療費、家賃などの支援は、私たちにはできません。ここが一つの限界点でしょうか。

——居住地を探すことに関してですが、例えば、日本に到着した空港で難民申請をした人の場合、全く日本とつながりがない、日本に知り合いがいないという場合もありますよね。こういう人の場合、居住地を探そうにも現実的に難しいのではないのでしょうか。

柚之原：そのような人の場合、難民を支援しているNGOなどに繋ぐことをしています。しかし、国内のNGOの数は本当に少なく、難民申請者が居住するためのシェルターを持っていたとしても、部屋数が限られているので、本当に苦労されていると思います。あと、空港から直接、近くの入管に收容された場合、しばらくは收容施設内で現地のNGOのスタッフなどが面会しながら様々な支援を行うのですが、このような場合でも突然、大村に移送されることがあります。これは現地の支援者も非常に困ります。入管は、被收容者に弁護士が付いていても容赦なく大村に移送します。移送のときには手錠をかけて。難民

に手錠をかけるのですよ。面会したとき、涙ながらに訴える人を何人も見てきました。日本人として非常に恥ずかしいことです。ここから生まれるのは「憎しみ」だけです。

南スーダンからきた難民の男性が大阪に収容されていました。支援者にも恵まれ、さあ、これからだ、という矢先、これも突然、大村に移送されました。大阪のNGOとの支援関係も絶たれ、入管の職員に対する不信感と憎悪から精神が病んでいきました。そして、あのナイジェリア人男性の餓死事件です。これで完全に精神的に参ってしまい、南スーダンの男性は幻視、幻聴の症状が見られるようになり、食べ物を食べることができない状態にまでなってしまいました。ところが、入管側は病気で食べることができない状態であるのに適切な治療をせず、男性をハンスト者として扱いました。彼は嘆願書を書いて、さらに弁護士にもお願いして、ようやく精神科病院に入院となりました。

入管側の対応が遅いのです。この南スーダン出身の男性も非常に命が危ないケースでした。入管で死亡者が実際に出ても中の体制は何も変わっていません。男性は退院し、ようやく仮放免となりましたが、身も心もボロボロに傷つき、生きてゆく希望を失ってしまいました。そのような状態になってから仮放免で外に投げつけ出されたとしても、どうやって生きていけばいいのか。治療費や生活費はどうするのか。こうなると、私たちも、難民支援のスペシャリストでも、もう手立てがないのです。今の入管のやり方では難民が病人になってしまいます。難民が難民として認められず、犯罪者として扱われる現実がここにあるのです。

——①他の団体の支援活動との連携や他の団体との関係について教えてください。②弁護士、行政書士などの法曹関係者とはどのような関係ですか。

袖之原：難民性が高い人が大村に収容された時は、難民支援協会(JAR)などに連絡することもあります。大村入国管理センターに収容される人の多くは以前品川や名古屋に収容されていた人たちなので、東京や名古屋で支援活動をしている団体が既に情報を持っている場合もあり、彼らに相談したときは素早く対応していただきます。入管による突然の大村への移送は、やはり困ります。最も悲惨なのは、遠くに移送されるので子どもやパートナーと面会することが難

しくなる辛さが大村にはあります。

また、面会は平日のみです。仕事や学校を休むことも困難で、お金もかかりますし、被收容者の悩みは尽きません。ですから移送されて、その家族やあるいは支援者から連絡がくることも結構、多いです。

——向こうから連絡が来ることも多いんですね。

柚之原：そうですね。私たちは、被收容者全員と面会をする、1人も取り残される人がいないようにするという方針で活動しています。そのためには、新しい情報が重要となってきます。例えば、礼拝に初めてくる人には必ず名前を書いてもらうようにしています。そして面会につなげます。また、既に面会をしている被收容者から、新しく收容された人はいないか、誰とも面会していない人はいないか、などいつも聞くようにしていますね。

——それ以外にはどのような団体との繋がりがありますか。

柚之原：先程お話ししましたように、被收容者の中には薬物犯罪のために收容されている方もいます。長崎ダルクという薬物・アルコール依存の方の社会復帰を支援している団体があるのですが、一度、入管側にダルクの代表者らと一緒に薬物依存者の回復プログラムの導入、つまり被收容者が施設内で更生するためのボランティアをさせてくれませんか、とお願いしたことがあるのですが、残念ながら断られてしまいました。

法曹関係者との繋がりで言いますと、福岡県弁護士会の先生方とよく連絡を取り合っています。福岡の行政書士の先生も積極的に面会活動などに関わってくださっています。東京の弁護士の先生に相談することもあります。どなたも本当に素晴らしい方たちで、非常に心強い存在です。面会活動を始めた頃は孤独でしたが、ロヒンギャの難民が大村に来た時に素早く動いてくれたのが東京弁護士会とJARでした。そこから福岡県弁護士会につなぎ、あっという間に福岡ビルマ弁護団が結成されたのです。この俊敏な動きには、さすがに驚嘆しました。映画やドラマになれば、と思うほどでした。それから親しくさせていただいています。

また、ここ数年は大村入管も最悪の状況となっていますが、かえって繋がりが深くなり、シンポジウムや講演などを通して連携はさらに広がっています。

5. 柚之原さんと被收容者との関係

——支援活動を通じて被收容者がどのように変わっていったのか。被收容者がどのような反応をしたのか。感謝されたこと、その逆に被收容者とのトラブルなども経験したのか。

柚之原：被收容者の変化ですか。「必要を満たす」という基本的な方針で関わっていく過程で、あなたのしている活動に参加したい、そういう働きを手伝いたい、と伝えてくる人もいます。全国には献身的に、身を粉にして動いてくれる弁護士や奉仕者が沢山いることを伝えると、とても嬉しそうな表情で、自分も将来そのような仕事に携わりたい、自分も今は困っているけれども、いつかは困っている人を助ける仕事に就きたい、と言ってくれる人もいます。そうですね、面会を重ねていく中で、初めは自分中心の考えであっても、やがて、目線が他人に向けられ、自分の将来の方向性というのでしょうか、人生の目標みたいなものを発見する、そういう心の変化というものがあるようです。

——それでは被收容者とトラブルになった経験はありますか。被收容者側から迷惑だなどと思われたことはありますか。

柚之原：それがですね、トラブルになったことは今まで一度もありません。面会の基本姿勢は「必要を満たす」ことにありますから、いつも傾聴に心がけています。こちらが言いたいこと、あるいは、したいことではなく、被收容者の人たちが、今、何を求めているのかを感じることも、とても大切だと思っています。例えばですね、面会時間30分まるまる話を聞くこともあります。私はただ、うん、そうですね、そうだったんですか、と相手の言葉を心に受けとめるだけです。その人は、とにかく話をしたい、悩みを聞いてほしいのです。このようなときは傾聴することを心がけています。これが必要と満たすことでもあるのです。「喜ぶ者と一緒に喜び、泣く者と一緒に泣きなさい」という聖書の言葉を真剣に受け止めて、本気で感じてあげることが大事だと思っています。

中には過剰な要求をしてくる被收容者もいないわけではありません。テレホンカードを10枚、また10枚と欲しいと言ってくる人もいます。家族と電話でたくさん話したいという気持ちはわかりますが、私たちも経済的に非常に厳しい

こともあり、それはある程度、他の被收容者の人たちのバランスを考えています。その辺は公正・公平を考えて対応しているので、特にトラブルに発展することはありません。

—收容が終わった後にも交流することはありますか。

柚之原：はい、ありますね。現在10名ほどと連絡を取り合っています。仮放免中の人たちもいますし、帰国した人たちもいます。以前、2007年にロヒンギヤの人たち9名が大村に收容されていたことがありましたが、今も連絡を取り合っていますよ。彼らは全員イスラム教徒でしたが、宗教上の理由や病気に罹っていたりして当時、入管が出す弁当をあまり食べることができなかったのです。もともと痩せていた体でしたけれども、さらに痩せてしまい、かなり危なかつたです。真っ先に保護すべき人たちを鉄格子の中に長期間拘束することは決してあってはならないことだと思います。あれから、もう12年ですかね。彼らは今、群馬県館林市で暮らしていますが、全員が難民として認められた訳ではありません。驚いたことに未だに仮放免中の人もいるのです。トータル12年以上も、1、2カ月に1回、館林から品川に行き、仮放免更新の手続を繰り返しているのです。またこれも彼から直接聞いて驚いたのですが、理由も告げられずに突然收容されてしまう人もいました。残酷じゃないですか。更新に行くにしても館林と品川の往復だけで3,000円もかかります。ご存知のように仮放免中に仕事をすることは禁止されていますから、どうやってお金を稼いで生きていけばいいのでしょうか。医療費も全額負担ですから病気になっても病院にも行けません。政府は国外にいる難民には経済支援をする一方で、国内にいる難民には全く手を差し伸べていないのです。これが表と裏の現実なのです。これが、日本の難民に対する鎖国政策なのです。

—印象深い被收容者はいましたか。

柚之原：たくさんいるのですが、—、そうですね、駅伝ランナーだったケニア人の青年のことを今でも時々思い出します。とにかく足が速かった彼は、ケニアにいたとき、駅伝で有名なある高校の校長先生と駅伝の監督が、わざわざ日本から来て、彼をスカウトしたのです。俊足ランナーとして大活躍し、テレビに

も出たほどです。ところが練習中にアキレス腱を切ってしまい、選手生命を絶たれてしまいました。どれほど悔しかったことか。その後、詳しくはわかりませんが、色々なことがあったようです。大村入管に移送され、彼と初めて面会したときの言葉がですね、「ぼくは、ぜったいに、ケニアにはかえらない」という強い言葉でした。どうしてか、と聞くと、「ぼくは村の英雄として日本に来た、みんなが手をふって、ぼくを送り出してくれた。ぼくは、村の代表として、あこがれの日本に来て、一生けん命走って、何人も抜いて、みんなが喜んでくれた。大学からも、日本の大きな会社からも、来てほしい、と声がかかった。ぼくは、村の英雄だから、もうケニアの村に帰ることは絶対にできない」と。

私は胸が痛くなりました。学校の名誉のために犠牲となった外国人が、「ニューウカン」という鉄のカゴの中で苦しんでいる。このような現実があるのです。事情も知らない人たちが、自業自得と言って切り捨てる冷たい言葉が、どれほど同じ境遇にある人たちを苦しめるのか、考えてほしいと思います。彼は6カ月ほど入管で生活していました。最後は国に帰されました。何度となく彼と面会しましたが、一度も笑顔を見せたことがありませんでした。

——長崎県内に定住して働いている外国人とは交流はありますか。

柚之原：ありません。でも、仮放免が許可され、県内で生活していた人と交流をしていたことはあります。日本人女性と結婚していた仮放免中の男性がいて、ある日、福岡入管に仮放免更新の手続に行ったときに、入管職員から、今日は長崎に帰すことはできない、中(福岡入管)に入ってください、と言われて収容されました。突然のことだったのでどうすればいいのか混乱し、さらに、入管側から、母国に今いったん帰国すれば1年半ほどでまた日本に来ることができると、そのときは仕事もできるから、そのほうが良いと言われたらしいです。二人は、入管側の説明が本当だと信じ、彼は本当に帰国してしまいました。二人はいつも電話で連絡を取り合っていますが、2年半も経った今も彼は戻ってくる事ができていません。このようなケースは増えています。

6. 柚之原さんご自身と入国管理センターの関係，研究者・市民に求めること
——柚之原さんは大村入国管理センターの職員とはもう顔馴染みだと思いますが、職員に対してどう考えているのか、職員からはどう思われているのかお話しいただけますか。

柚之原：職員の人たちから、どう思われているかはわかりません。でも、よく挨拶をしてくれますし、ちょっとした悩みを相談されることもあります。また、私がどう思っているか、ということですが、皆さん真面目な人ばかりです。接する機会が多いのは、総務部や経理部、処遇部の人たちが多いのですが、良い印象をもっています。実は、ナイジェリア男性が餓死で亡くなったとき、泣いて悔しがった処遇部の職員がいました。私はですね、立場は違っても、心は通じ合えると思えましたし、ここにまだ希望があるとも思いました。聖書にこういう言葉があります。「私たちの格闘は血肉に対するものではなく、主権、力、この暗闇の世界の支配者たち…」。ですので、入管職員の人たちを敵と思ったことはありませんね。

——今までの柚之原さんの活動を通して入国管理センターが変わったことはありますか。

柚之原：そうですね。個人的な活動を通してセンターが変わったということはありませんが、施設内で礼拝をはじめたことは、自身にとっても大きな出来事でした。2008年に洗礼を受けた一人のイラン人の願いを受けて、入管に要請したのです。前例がないことはわかっていましたが、それが許可されたことは、被收容者にとって大きな光となったと思います。あと、私は会員ではありませんが、熊本にコムスタカ、福岡にネットワーク九州という団体があるのですが、この団体が毎年1回、入管との話し合いの機会を設けています。この長年の活動の成果が出始めています。例えば、仕切りのない面会室の確保や運動の時間の拡大などですね。運動時間は昔は1日わずか45分でしたが、今は午前と午後になりました。食事情も大きく改善されました。食事の種類も増え、温かい食事の提供、イスラム教徒の人に配慮したハラルフードも出るようになりました。電話が使用できる時間も増えています。でも通話料はいまだに高額です。

それから電波がなぜか悪いですね。被收容者の多くは関東や関西から移送されて来ていますから、休みの日に家族などと面会できるように土・日・祝日でも面会ができるようにして欲しいと思います。

——柚之原さんは入管に対して定期的に声明文を出されていますよね。それはどのようなお気持ちから出されているのでしょうか。

柚之原：私はこれまで、長い期間、静かな支援者とでもいったらいいのでしょうか、プロテストすることは殆どありませんでした。それまでは、それで良いと思っていました。そして、あの事件が起きたのです。40代の、まだ若いナイジェリア人が亡くなった。しかも餓死で。2019年6月24日の夜、訃報の連絡を受けたとき、その晩に個人的な声明文を書きました。死者を出すことは許さない、という抗議文です。翌日、一人で入管に行って大声で読み上げました。様々な反応がそこにありました。あの日からです。一人の尊い命が失われたことによって施設内は異様な雰囲気になりました。被收容者の全員が失望と深い悲しみの中にあり、自分と重ねて考える人も少なくありませんでした。入管が死因を公表したのは3カ月以上も経ってからです。実は、その3カ月間が、被收容者にとって苦しみと混乱が拡大する時期となったのです。精神が病む人も急激に増えました。実際に精神科病院に入院した人もいました。そのような状況の中であって、2019年10月1日、入管が死因を餓死と公表した。故人の個人情報、犯罪歴も加えて。悲しみと怒りが入り混じり、ハンストはさらに広がり、同じ様な悲惨な出来事が起こるのではないかと、犠牲者が再び出るのではないかと、非常に緊迫した状態がずっと続きました。私たちも必死でした。20名ほどの面会ボランティアも、とにかく高ぶった感情を押さえようと懸命に動き、とにかく被收容者の全員と面会しようとしたのですが、既に入管から面会制限が出されていたのです。1回の申請で面会できるのは3人までということでした。これまでは面会制限はありませんでした。礼拝の回数も、あの事件があった月から4回から2回になりました。全てが悪循環でした。

これまでに7通の声明文を書きましたが、ほとんどが個別の事案に関するものです。同じような犠牲者が二度と出ないように。人生最後の場所が絶対に

「ニューカン」であってはならないように。

——2019年6月から柚之原さん自身も大きく方針を変えたのですね。

柚之原：そうですね。声明を出すだけでなく、とにかく行動に移そうと思いました。今までは活動報告会などには行ったことがありますが、講演やシンポジウムに出たことはありませんでした。声を上げていく段階に入ったのだと思っています。実際に行動を起こすと、同じ志をもった人たちとの出会いや絆など違った新しい世界が広がっていました。研究者の方々の研究成果、特に海外の事例を見ると視野が広がりますね。日本がいかにも遅れているかが分かります。

——今後、研究者や学生、一般市民に求められることは何だと思えますか。

柚之原：まずは、今日、こうしてお話させていただいた、このような現実が、この日本社会に現在進行形で存在しているのだ、ということを知ってほしいと心から願います。それと、私自身もそうなのですが、相手の身に置き換えて考えてみる、ということがとても大切だと思うのです。仮に自分が相手の状況だったら、と想像してみる。具体的に掘り下げて想像してみるのです。突然、手錠をかけられ、バスで移送される自分の姿を。日本の西の果てにある閉鎖的な施設に入れられる状況を。外出が一切認められず、生活空間の全てが部屋と廊下しかないことを。違う国の人たちと同室で寝なくてはならない環境を。言葉が通じず、対人関係でも苦しみ、眠れない日々を過ごさなければならないことを。3年も5年も山も海も野の花も見ることができないことを。そして、隣の部屋の仲間が餓死で亡くなったことを想像してみるのです。もし仮にそのような中に置かれたならば自分ならどうなってしまうのか、ということをも1分でもいいから想像してみるのです。私は、被收容者と支援者の差は紙一重だと常に思いながら面会しています。いつ自分が人に騙されて、あるいは裏切られて、また日本のルールを知らなくて、同じような境遇に立たされるか、わからないからです。

研究者の方も学生さんもそうですが、まず被收容者と面会してみることを勧めています。メディアの方も同様です。また、一人のケースではなく、様々なケースの人たちがいますから、そのような人たちの声に耳を傾けてほしいと思います。今日はありがとうございました。